

## 日向神話朗読劇制作・普及啓発業務委託仕様書

### 1 委託業務名

日向神話朗読劇制作・普及啓発業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 委託業務の目的

日向神話は、本県の神楽の重要な演目の一つになっており、伝統芸能としても地域に根付き継承されている。神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の一環として、朗読劇で日向神話を表現するという親しみやすいコンテンツを制作することで、神楽との密接な関係性をより深く理解してもらい、「神話のふるさと」ブランドの価値向上を図ることを目的とする。

### 4 実施概要

#### (1) 日向神話を題材にした朗読劇台本の制作及び普及啓発に必要な次の業務

ア 朗読劇台本執筆者への謝金及び交通費（東京都からの取材旅費等）の支払い

※台本執筆者は県と協議の上、決定する。

イ 電子データの制作、印刷・製本

ウ 広報

エ その他必要な業務

#### (2) 制作する朗読劇台本

ア 3冊（県制作「漫画日向神話」1巻～3巻に対応する朗読劇台本をそれぞれ制作）

イ A4判サイズ、各30ページ程度、白黒印刷（表紙のみカラー）

#### (3) 広報業務

効果的な広報であれば方法は問わない。

### 5 経費

打合せ、原稿執筆者への謝金（税込550,000円×3冊分）及び交通費、装丁デザイン、納品、広報等本事業の実施に係る必要経費一切

### 6 成果品

#### (1) 朗読劇台本 3冊×100部（計300部）

（2）電子データ P D F形式等のデータを保存したC D - R 1枚

### 7 成果品の納入期限及び納入場所

納入期限：令和8年3月31日（火）

納入場所：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁1号館4階）

## 8 その他

- (1) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権その他一切の権利は宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、宮崎県及び関係者と十分に連絡をとりながら行う。
- (3) 本事業において、第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託事業の完了後、完了報告書、請求書等の関係書類を提出すること。
- (5) 本業務仕様書に定めのない事項については、宮崎県みやざき文化振興課と協議の上、決定する。